

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

請負代金法定福利費内訳書の提出について（通知）

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、令和 5 年 5 月 19 日付け 5 土第 107 号にて、請負代金法定福利費内訳書（以下「内訳書」とする。）の提出について通知したところですが、令和 6 年 6 月 1 日以降に契約を締結する工事から、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴職におかれましては、事務に遺漏がないよう、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

なお、令和 5 年 5 月 19 日付け 5 土第 107 号「請負代金法定福利費内訳書の提出について（通知）」は令和 6 年 5 月 31 日をもって廃止します。

記

- 1 対象工事
契約書を作成するすべての県発注工事
- 2 内訳書の様式
（様式 1）のとおり
様式掲載場所 URL（建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ）
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>
- 3 内訳書の提出方法
受注者は、契約締結後 14 日以内に、内訳書（様式 1）を発注者に提出する
- 4 内訳書の内容確認方法
 - （1）内訳書に記載された法定福利費の額と、下記の算定式により算出した「法定福利費概算額」を照合する。
【法定福利費概算額＝予定価格×該当工種の法定福利費の割合※】
※当該年度における該当工種の法定福利費の割合（別紙参照）
 - （2）内訳書に記載された法定福利費の額が、法定福利費概算額の 2 分の 1 を下回る場合、または、明らかに不相当と思われる場合、発注者から受注者に対し、算出方法に誤りがないか確認し、内訳書の記載に誤りがあれば再提出を求める。このとき、受注者から妥当な説明や、内訳書の修正がない場合は、建設業法第 19 条の 3 への違反が疑われるため、発注者から、建設業許可行政庁へ報告を行う。

お問合せ先 愛媛県土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ TEL：089-912-2643（係直通）
--

(別紙)

■法定福利費の割合

(単位: %)

○土木工事関係

工 種	予定価格に占める 法定福利費の割合 (R6年度)
河川工事	3.92
河川・道路構造物工事	3.50
海岸工事	3.39
道路改良工事	3.63
鋼橋架設工事	2.78
PC橋工事	3.81
舗装工事	3.87
砂防・地すべり等工事	4.08
公園工事	4.08
電線共同溝工事	4.28
情報ボックス工事	4.05
橋梁保全工事	3.87
道路維持工事	4.67
河川維持工事	6.38
共同溝工事(1)	4.26
共同溝工事(2)	2.98
トンネル工事	4.52
コンクリートダム工事	4.11
フィルダム工事	2.27
下水道工事(1)	3.99
下水道工事(2)	4.38
下水道工事(3)	3.81
下水道工事(4)	3.47

○営繕工事関係

営繕工事(昇降機設備工事を除く)	5.00
昇降機設備工事	2.00

○港湾工事関係

港湾浚渫工事	2.42
港湾構造物工事	2.58
港湾海岸工事	3.39

○漁港工事関係

漁港漁場関係工事 浚渫工事	2.42
漁港漁場関係工事 構造物工事	2.58
海岸工事	3.39

○農業土木工事関係

工 種	予定価格に占める 法定福利費の割合 (R6年度)
ほ場整備工事	5.64
農用地造成工事	4.51
舗装工事	3.87
道路改良工事	3.63
水路トンネル工事	3.26
水路工事	5.26
排水路工事	4.56
河川工事	3.92
管水路工事	4.15
管更生工事	3.47
畑かん施設工事	3.55
干拓工事	3.16
海岸工事	3.39
コンクリート補修工事	5.16
ため池工事	4.38
その他土木工事(1)	3.85
その他土木工事(2)	4.87
フィルダム工事	2.27
コンクリートダム工事	4.11
施設機械設備工事	1.49
鋼橋製作架設工事	2.78
電気通信設備工事	3.85

○林業土木工事関係

河川工事	3.92
河川・道路構造物工事	3.50
治山・地すべり工事	4.08
海岸工事	3.39
森林整備A	4.08
森林整備B	4.08
道路工事	3.63
鋼橋架設工事	2.78
PC橋工事	3.81
舗装工事	3.87
公園工事	4.08
橋梁保全工事	3.87
道路維持工事	4.67
トンネル工事	4.52

※法定福利費概算額の算出が困難である場合は、内訳書に法定福利費の記載があることのみを確認する。
ただし、内訳書に記載された法定福利費の額が明らかに不適当と思われる場合を除く。